○血液透析器、血液透析濾過器及び血液濾過器承認基準の制定について

(平成17年4月1日)

(薬食発第0401040号)

(各都道府県知事あて厚生労働省医薬食品局長通知)

血液透析器の承認基準は、昭和58年6月20日薬発第494号厚生省薬務局長通知「透析型人工腎臓装置承認基準について」に示されてきたところであるが、薬事法(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条第1項又は第19条の2第1項に基づく血液透析器、血液透析濾過器及び血液濾過器(以下「血液透析器等」という。)の製造販売承認申請(法第14条第9項(第19条の2第5項において準用する場合を含む。)に基づく変更の場合を含む。)における承認審査については、下記のとおり取り扱うこととしたので、ご了知の上、貴管下関係団体、関係業者等に対し周知をお願いしたい。

なお、本通知の写しを独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、日本医療機器産業連合会会長、在日米国商工会議所医療機器・IVD小委員会委員長及び欧州ビジネス協会協議会医療機器委員会委員長あて送付することとしている。

記

1. 制定の内容

(1) 臨床試験成績に関する資料の添付の有無について

別添1に示す「血液透析器、血液透析濾過器及び血液濾過器の製造販売承認申請に添付すべき臨床試験の試験成績に関する資料の添付が不要の範囲」に適合するものについては、臨床試験成績に関する資料の添付を不要とするものであること。

なお、別添2に「血液透析器、血液透析濾過器及び血液濾過器の製造販売承認申請に添付すべき臨床試験の試験成績に関する資料の添付が必要な場合の臨床試験の取扱いについて」を示す。

(2) 血液透析器等の承認基準について

血液透析器等に関する平成17年2月16日付け薬食発第0216002号「医療機器の製造販売 承認申請について」における承認基準として、別添3に示す「血液透析器、血液透析濾過 器及び血液濾過器承認基準」を定めるものであること。

2. 承認基準等の不適合品の取扱いについて

承認基準の「適用範囲」に該当する血液透析器等であって、当該承認基準に適合しないものについては、個別に品質、有効性及び安全性が十分なレベルにあることを示す資料が提出されれば、これに基づき審査を行うものであること。

3. 既承認品の取扱いについて

承認基準の「適用範囲」に該当する血液透析器等のうち、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成14年法律第96号)第2条による改正前の薬事法において承認されたものであって、法第14条第1項又は第19条の2第1項の規定に基づく承認を受けているものとみなされたもののうち当該承認基準に適合しないものについては、当該承認基準に適合するための承認事項一部変更承認申請(以下「基準適合化一変申請」という。)を別途行う必要はないものとする。

なお、基準適合化一変申請を行わない場合であって、今後、基準適合化一変申請以外の承認事項一部変更承認申請を行う際は、平成17年2月16日付け薬食発第0216002号「医療機器の製造販売承認申請について」における、承認基準なし(承認基準不適合)の取扱いとなることに留意すること。

4. 基本要件適合性チェックリストの取扱いについて

承認基準の別紙2に示す基本要件適合性チェックリストの取扱いについては、医薬品医療機器総合機構による承認審査においても、平成17年3月31日薬食機発0331012号「指定管理医療機器の適合性チェックリストについて」と同様の取扱いとすること。

5. 通知の廃止等

昭和58年6月20日薬発第494号厚生省薬務局長通知「透析型人工腎臓装置承認基準について」の「I適用範囲(5)透析器(ダイアライザー)」、「V 透析器の品質及び試験法」及び「X表示 4 透析器」は削除する。また、昭和58年6月20日薬審第401号厚生省薬務局審査課長通知「透析型人工腎臓装置の製造(輸入)承認申請に際しての留意事項について」は廃止する。

別添1

血液透析器、血液透析濾過器及び血液濾過器の製造販売承認申請に添付すべき臨床試験の試験 成績に関する資料の添付が不要の範囲

血液透析器、血液透析濾過器及び血液濾過器(以下「血液透析器等」という。)の製造販売承認申請に添付すべき臨床試験の試験成績に関する資料の取扱いについては下記のとおりとする。

次に該当する製造販売承認申請(承認事項一部変更承認申請を含む)の場合には臨床試験の試

験成績に関する資料の添付は必要ないこと。

- (1) 一般的名称が同一であること
- (2) 半透膜素材の同等性が認められる場合
- (3) 性能特性の同等性が認められる場合
 - ア 血液系による限外濾過率
 - イ 水系による尿素、クレアチニン、リン酸及びビタミン B_{12} のクリアランス(血液透析器、血液透析濾過器の場合)
 - ウ 血漿系によるアルブミン、イヌリン、及びβ₂—ミクログロブリン又はミオグロビン のふるい係数(血液透析濾過器、血液濾過器の場合)
 - エ その他 (個々の透析器毎に個別の性能特性がある場合にはその項目。例えば血液系 β_2 ミクログロブリンクリアランス)
- 注: (2)の同等性とは、既承認品目の先行(新規申請の場合)又は当初(一部変更承認申請の場合)申請内容と比較して、半透膜製造時の原液ポリマー仕込み分量が、ポリマー仕込み組成が5%以上の成分については仕込み分量の5%以下、1%以上5%未満の成分については仕込み分量の15%以下の違いをいう。1%未満成分は同等性判断の対象としない。

ただし、新たな使用目的、効能又は効果を付与する目的で半透膜素材が変更される場合は同等と見なせない。

- (3)の同等性とは、既承認品目の同一膜面積品(膜面積換算値も含む)を比較対照として、JIS T 3250に示された試験により性能特性を比較する。個々の医療機器及び試験項目別の判断基準は以下のとおりである。
 - 1) 血液透析器

JIS T 3250 4.5.3による限外濾過率 (UFR) (mL/hr/mmHg) の違いが25%以下であり、かつ、JIS T 3250 4.5.1による尿素、クレアチニン及びビタミン B_{12} のクリアランスの違いが10%以下、リン酸クリアランスの違いが15%以下である場合には同等と見なす。更にその他の性能として血液系 β_2 —ミクログロブリンクリアランスを用いる場合はその違いが20%以下である場合には同等と見なす。

2) 血液透析濾過器

血液透析器の項目に加え、JIS T 3250 4.5.2によるアルブミン、イヌリン及び β_2 —ミクログロブリン又はミオグロビンのふるい係数の違いが50%以下である場合には同等と見なす。

3) 血液濾過器

本承認基準にあるJIS T 3250 4.5.3による限外濾過率(UFR)(mL/hr/mmHg)の違いが25%以下であり、かつ、JIS T 3250 4.5.2によるアルブミン、イヌリン及び β_2 —ミクログロブリン又はミオグロビンのふるい係数の違いが50%以下である場合には同等と見なす。

別添2

血液透析器、血液透析濾過器及び血液濾過器の製造販売承認申請に添付すべき臨床試験の試験 成績に関する資料の添付が必要な場合の臨床試験の取扱いについて

- 第1 臨床試験の試験成績に関する資料の添付が必要であるが簡略臨床試験の試験成績の添付 で差し支えない範囲について
 - (1) 半透膜素材又は性能特性のいずれかで同等性が認められない場合

既承認品目(新規申請の場合)又は当初(一部変更承認申請の場合)の申請内容に同等性が認められない場合は、以下のとおりの臨床試験を実施し同等性又は非同等性を示す資料の外に、簡略臨床試験の試験成績に関する資料が必要である。

- ア 別添1で定義した性能特性に同等性が認められ、半透膜素材に同等性が認められない場合には、申請品目の安全性を評価する。評価に当たっては、原則2施設以上で、各5症例以上を対象とし、各2週間使用の間の急性的不具合状況及び血液適合性(各症例につき1回。項目としては例えば、白血球数、血小板数、活性化補体C3aの透析中変化)を観察し、文献データ等と比較し考察する。
- イ 半透膜素材に同等性が認められ、性能特性に同等性が認められない場合には、申請品 目の性能特性を評価する。性能が向上する方向にある場合には例えば蛋白喪失量を評価 項目に加えるのが望ましい。評価に当たっては、原則2施設以上で、各5症例以上を対象 とし、各1週の使用の間に各1回性能特性を測定する。
- 第2 臨床試験の試験成績に関する資料の添付の必要な範囲について
 - (1) 半透膜素材及び性能特性に同等性が認められない場合

既承認品目(新規申請の場合)又は当初(一部変更承認申請の場合)申請内容に同等性が認められない場合は、申請品目の有効性及び安全性を評価するために必要な症例数、施設数及び観察期間は、血液透析器等に関する過去の実績から、原則2施設以上で、各7症例以上を対象とし、1ヵ月間、有効性及び安全性の観察を行うことで妥当と判断される。

血液透析器、血液透析濾過器及び血液濾過器承認基準

薬事法第2条の第5項から第7項までの規定に基づき、厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器(平成16年厚生労働省告示第298号)別表第1第711号に規定する中空糸型透析器、第712号に規定する積層型透析器、第741号に規定する血液濾過器及び第753号に規定する血液透析濾過器について、次のように承認基準を定め、平成17年4月1日から適用する。

血液透析器、血液透析濾過器及び血液濾過器承認基準

1. 適用範囲

血液透析器、血液透析濾過器及び血液濾過器の製造販売承認申請に添付すべき臨床試験の 試験成績に関する資料の添付が不要の範囲(別添1)に適合する血液透析器等。

2. 技術基準

別紙1に適合すること。

3. 使用目的、効能又は効果

使用目的、効能又は効果は、慢性または急性腎不全など腎機能が著しく低下した症例を適用とし、尿毒症によって体内に貯留した水、尿毒物質を除去するものであること。

4. 基本要件への適合性

別紙2に示す基本要件適合性チェックリストに基づき基本要件への適合性を説明するものであること。

5. その他

本基準に適合するものであっても、構造、使用方法、性能等が既存の医療機器と明らかに異なる場合については、本基準に適合しないものとする。

別紙1

血液透析器、血液透析濾過器及び血液濾過器承認基準における技術基準

1. 適用範囲

この基準は、慢性または急性腎不全など腎機能が著しく低下した症例を適用とし、尿毒症によって体内に貯留した水、尿毒物質を除去するために使用される血液透析器、血液透析濾過器及び血液濾過器(以下「血液透析器等」という。)のうち、既存品との同等性を有する血液透析器等に適用する。

2. 引用規格

この基準は下記の規格又は基準(以下「規格等」という。)を引用する。引用する規格等が下記の規格等と同等以上の場合には、本邦又は外国の規格等を使用することができる。

- 2. 1 JIS T 3250 血液透析器, 血液透析ろ(濾)過器, 血液ろ(濾)過器及び血液濃縮器
- 2. 2 ISO 8637: 2004, Cardiovascular implants and artificial organs-Haemodialysers, haemodiafilters, haemofilters and haemoconcentrators
- 2. 3 JIS T 0993—1 医療用具の生物学的評価—第1部:評価及び試験
- 2. 4 ISO 10993—4 Biological evaluation of medical devices—Part 4: Selection of tests for interactions with blood
- 2. 5 ISO 10993—7 Biological evaluation of medical devices—Part 7: Ethylene oxide sterilization residuals
- 2. 6 1SO 10993—11 Biological evaluation of medical devices—Part 11: Tests for systemic toxicity
- 2. 7 ISO 594—2 Conical fittings with 6% (Lure) taper for syringes, needles and certain other medical equipment—Part 2: Lock fittings
- 2. 8 JIS T 0307 医療機器—医療機器のラベル, ラベリング及び供給される情報に用いる図記号
- 2. 9 平成15年2月13日医薬審発第0213001号「医療用具の製造(輸入)承認に必要な生物学的安全性試験の基本的考え方について(以下「生物学的安全性試験の基本的考え方」という。)
- 2. 10 平成17年3月30日薬食監麻発第0330001号「薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行に伴う医薬品、医療機器等の製造管理及び品質管理(GMP/QMS)に係る省令及び告示の制定及び改廃について」第4章第4滅菌バリデーション基準(以下「滅菌バリデーション基準」という。)
- 2. 11 平成10年3月31日医薬審第353号「エチレンオキサイドガス滅菌における残留ガス濃度の限度値の取扱いについて」(以下、「残留ガス濃度の限度値」という。)

3. 定義

用語の定義は、日本工業規格T 3250を参照する。ただし、該規格の血液濃縮器に関係する定義は除外する。

3. 1 血液側(blood compartment):血液透析器、血液透析濾過器又は血液濾過器の血液

を流す部分。中空糸型機器においては、中空糸及びヘッダー部の容量を含む。

- 3.2 クリアランス(Clearance):単位時間当たりに溶質が完全に除去された溶液の量。
- 3.3 濾過(convection):濾液とともに生じる、圧力勾配又は膜間圧力差による半透膜を 介した溶質の移動。
- 3. 4 透析液(dialysate; dialysing fluid):血液透析又は血液透析濾過したとき、血液中の溶質及び/又は水と交換するための溶液。
- 3.5 透析液側(dialysate compartment):血液透析器又は血液透析濾過器の透析液を流 す部分。
- 3.6 拡散(diffusion):濃度勾配による半透膜を介した溶質の移動。
- 3.7 濾液(filtrate):半透膜間の圧力勾配によって血液から半透膜を介して血液透析器、血液透析濾過器若しくは血液濾過器の透析液側又は濾液側に移動する流体。
- 3.8 血液透析濾過器(haemodiafilter):血液透析濾過を目的とする機器。
- 3.9 血液透析濾過(haemodiafiltration):半透膜を介し拡散と濾過とを同時に行い、また、適切な生理的溶液との置換によって患者の血液中の溶質不均衡を是正するプロセス。 備考 通常、このプロセスは除水を伴う。
- 3. 10 血液透析器(haemodialyser):血液透析を目的とする機器。
- 3. 11 血液透析(haemodialysis):主に半透膜を介し拡散によって患者の血液中の溶質不 均衡を是正するプロセス。

備考 通常、このプロセスは除水を伴う。

- 3. 12 血液濾過器(haemofilter):血液濾過を目的とする機器。
- 3. 13 血液濾過(haemofiltration):主に半透膜を介した濾過と適切な生理的溶液との置換によって患者の血液中の溶質不均衡を是正するプロセス。

備考 通常、このプロセスは除水を伴う。

- 3. 14 表示(1abeling):記載,印刷,図表化又は電子化された次のものをいう。
 - ―医療機器の容器及び包装に貼付されたもの。
 - ―医療機器に同封されているもので製品識別に関係するもの。添付文書,技術的説明書及び取扱説明書。ただし、出荷案内書は含まない。
- 3. 15 ふるい係数(sieving coefficient):同時点での血漿と濾液の同一溶質の濃度比。
- 3. 16 膜間圧力差(transmembrane pressure)(以下TMPという。): 半透膜を介して生じる圧力差。

備考 実用的には、平均TMPは一般に次のいずれかである。

- 一血液透析器又は血液透析濾過器の、血液側の入口・出口の圧力の算術平均と透析液側圧力の算術平均との差。
- ――血液濾過器の、血液側の入口・出口の圧力の算術平均と濾液圧力との差。
- 4. 材質及び形状・構造

本品は容器、中空糸膜又は平膜、血液ポート、血液ポート用キャップ、透析液ポート用キャップ、ポッティング材等からなる。

5. 物理的又は化学的要求事項

日本工業規格T 3250(血液透析器,血液透析ろ(濾)過器,血液ろ(濾)過器及び血液濃縮器)の4.4「機械的特性」による。

6. 生物学的要求事項

日本工業規格T 3250(血液透析器,血液透析ろ(濾)過器,血液ろ(濾)過器及び血液濃縮器)の4.1「生物学的安全性」による。

7. 性能に関する要求事項

日本工業規格T 3250(血液透析器,血液透析ろ(濾)過器,血液ろ(濾)過器及び血液濃縮器)の4.5「性能特性」による。

8. 安定性に関する要求事項

最終包装の滅菌済み血液透析器等の使用期限を決定するために、日本工業規格T 3250(血液透析器,血液透析ろ(濾)過器,血液ろ(濾)過器及び血液濃縮器)の4.6「使用期限」による。

9. 無菌性の保証

「滅菌バリデーション基準」又はこれと同等以上の基準に基づき、無菌性の担保を図ること。

10. 残留エチレンオキサイド試験

エチレンオキサイドガスで滅菌された血液透析器等の残留ガス濃度の限度値は、「残留ガス濃度の限度値」に従い、次のいずれをも越えてはならない。

- (1) 1医療機器当たり20mg
- (2) $25 \mu \, \text{g/g}$

試験方法は、本通知「残留ガス濃度の限度値」及びISO 10993—7又は同等の国際規格等を参考に設定する。また、荷置期間等の測定条件を定めること。

11. 包装

11. 1 一次包装

一次包装は、使用前に容易に破損及びピンホールを生ずるおそれがなく、微生物の侵入 を防止することができ、通常の取扱い、輸送、保管中に内容製品を適切に保護できるもの であること。

11. 2 二次包装

二次包装は、取扱い、輸送、保管中に内容製品及び一次包装を適切に保護できるもので あること。

12. 表示

薬事法で求められる表示事項に加え、本体、一次包装及び二次包装に対して日本工業規 格T 3250(血液透析器, 血液透析ろ(濾)過器, 血液ろ(濾)過器及び血液濃縮器)の6.1 「本体の表示」、6.2「機器の個包装」及び6.3「外箱の表示」の事項を表示すること。 但し、次の事項が薬事法上の記載事項と重複する場合にはこの限りではない。

12.1 本体の表示

機器本体には、次の事項を表示しなければならない。

- 製造販売業者の名称 12. 1. 1
- 12. 1. 2 販売名
- 12.1.3 製造販売業者の規定する機器の識別コード
- 12. 1. 4 ロット番号
- 12. 1. 5 必要であれば、血液及び透析液の流れる方向
- 12. 1. 6 最大TMP
- 12. 1. 7 使用期限(例えば、YYYY-MM。)
- 12. 1. 8 滅菌方法
- 12. 1. 9 再使用禁止の表示
- 12.2 一次包装(機器の個包装)

機器の個包装上又は個包装を通し、次の事項を表示しなければならない。

- 12. 2. 1 製造販売業者の名称及び所在地 12. 2. 2 販売名
- 12. 2. 3 製造販売業者の規定する機器の識別コード
- 12. 2. 4 ロット番号
- 12. 2. 5 無菌性と非発熱性の表示。次の三つの可能性がある。
 - ・包装の中全体が滅菌されている。
 - ・液体の流路(血液側及び透析液側)が滅菌されている。
 - ・血液の流路だけが滅菌されている。
- 12. 2. 6 滅菌方法
- 12. 2. 7 使用期限(例えば、YYYY-MM。)
- 12. 2. 8 再使用禁止の表示
- 12. 2. 9 "使用前に添付文書を読むこと"という表示
- 12. 2. 10 妥当な場合、UFコントローラ装置が必要であるという記述
- 12. 3 二次包装(外箱)

外箱上には、次の事項を表示しなければならない。

- 12. 3. 1 製造販売業者の名称及び所在地
- 12. 3. 2 販売名,内容物の説明及び外箱の中に納められている機器の数量
- 12. 3. 3 製造販売業者の規定する機器の識別コード
- 12.3.4 ロット番号
- 12. 3. 5 滅菌済及び非発熱性であるという表示
- 12. 3. 6 取扱い及び貯蔵に関する注意・警告
- 12. 3. 7 使用期限(例えば、YYYY—MM。)

別紙2

血液透析器、血液透析濾過器及び血液濾過器 基本要件適合性チェックリスト 第一章 一般的要求事項

| <u> </u> | | | |
|--|--------------------------|-------|--|
| 基本要件 | 当該機 器への 適用・ 不適用 | 適合の方法 | 特定文書の確認 |
| (設計) 第1条 医療機器(専ら動物のために使 用されることが目的とされているも のを除く。以下同じ。)は、当該医 | | | 医療機器及び体外診断 用医薬品の製造管理及 び品質管理の基準に関 する省令(平成16年厚生 |

| 療機では、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな | | 認知規格に従って リスク管理が計 画・実施されてい ることを示す。 | 労働省令第169号) JIS T 14971: 医療機器―リスクマネジメントの医療機器への適用 |
|---|----|--|--|
| (保下、安危造存あ理おに ば 別測を をじ去 行なよ をするとなてげ、ら しし評 本です つ防りと 行こら)及造い医なるつる危こはの用 る方す れび能 性険危能な ご業う療ら場がれな販をの はさ使こよ安的。基残管 にしがはがれな販をの はさ使こよ安的。基残で マ療売売術保減等性さば造項性。又図誤るにな理とにに段行 号後れ マ療機業業にしがはがれな販をの はさ使こよ安的。基残で 「最近のをの業務を当るら売当管 予れ用とり全に づ存報な づ存 と でな と で で で 大大 と で で で 大大 と で で で で で で で で | 適用 | 知知 | JIS T 14971: 医療機 器一リスクマネジメン トの医療機器への適用 |
| (医療機器の性能及び機能) 第3条 医療機器は、製造販売業者等 の意図する性能を発揮できなければ ならず、医療機器としての機能を発 揮できるよう設計、製造及び包装さ れなければならない。 | | る認知された基準 | 医療機器及び体外診断 用医薬品の製造管理及 び品質管理の基準に関 する省令(平成16年厚生 労働省令第169号) |
| (製品の寿命) 第4条 製造販売業者等が設定した医療機器の製品の寿命の範囲内において当該医療機器が製造販売業者等の指示に従って、通常の使用条件下において発生しうる負荷を受け、か | 適用 | る認知された基準 | 医療機器及び体外診断 用医薬品の製造管理及 び品質管理の基準に関 する省令(平成16年厚生 労働省令第169号) |

| つ、製造販売業者等の指示に従って適 切に保守された場合に、医療機器の 特性及び性能は、患者又は使用者若 しくは第三者の健康及び安全を脅か す有害な影響を与える程度に劣化等 による悪影響を受けるものであって はならない。 | | 認知規格に従って リスク管理が計 画・実施されてい ることを示す。 | JIS T 14971: 医療機器―リスクマネジメントの医療機器への適用 |
|---|----|--|---|
| (輸送及び保管等) 第5条 医療機器は、製造販売業者等 の指示及び情報に従った条件の下で 輸送及び保管され、かつ意図された 使用方法で使用された場合におい | 適用 | る認知された基準 | 医療機器及び体外診断 用医薬品の製造管理及 び品質管理の基準に関 する省令(平成16年厚生 労働省令第169号) |
| て、その特性及び性能が低下しない よう設計、製造及び包装されていな ければならない。 | | 認知規格に従って リスク管理が計 画・実施されてい ることを示す。 | JIS T 14971: 医療機器 - リスクマネジメントの医療機器への適用 |
| | | | JIS T 3250:血液透析器、血液透析器、血液透析ろ過器及び血液濃縮器の要求事項4.6 使用期限 |
| (医療機器の有効性) 第6条 医療機器の意図された有効性 は、起こりうる不具合を上回るもの でなければならない。 | 適用 | リスク分析が計 画・実施されてい ることを示す。 | JIS T 14971:医療機器―リスクマネジメントの医療機器への適用 |
| 公一辛 乳乳及乳乳性而来 市 石 | | | JIS T 3250:血液透析器、血液透析器、血液透析器、血液透光等。 (1) 本語 20 |

第二章 設計及び製造要求事項

| (医療機器の化学的特性等) | | |
|---|---|--|
| 第7条 医療機器は、前章の要件を満たすほか、使用材料の選定について、必要に応じ、次の各号に掲げる事項について注意が払われた上で、設計及び製造されていなければならない。 | | |
| 一毒性及び可燃性 | 1 | JIS T 14971: 医療機 器―リスクマネジメン トの医療機器への適用 |
| | 該当する項目に適 | JIS T 3250:血液透析器、血液透析器、血液透析ろ過器、血液の過器及び血 |

| | *** | 示す。 | 液濃縮器の要求事項 4. 1 生物学的安全性 JIS T 0993-1:医療 機器の生物学的評価- 第1部:評価及び試験 |
|--|-----|--|---|
| 二 使用材料と生体組織、細胞、体 液及び検体との間の適合性 | 通 用 | 認知規格に従って リスク管理が計 画・実施されてい ることを示す。 | JIS T 14971:医療機 器リスクマネジメン トの医療機器への適用 |
| | | 1 | JIS T 3250:血液透析器、血液透析器、血液透析ろ過器及び血液濃縮器の要求事項4.1 生物学的安全性JIS T 0993—1:医療機器の生物学的評価—第1部:評価及び試験 |
| 三 硬度、摩耗及び疲労度等 | 適用 | 認知規格に従って リスク管理が計 画・実施されてい ることを示す。 | JIS T 14971: 医療機器-リスクマネジメントの医療機器への適用 |
| | | 認知された規格の該当する項目に適合していることを示す。 | JIS T 3250:血液透析器、血液透析器、血液透析ろ過器及び血液。濃縮器の要求事項4.4 機械的特性4.4.1 全体的な構造4.4.2 血液側の構造 |
| 2 医療機器は、その使用目的に応じ、当該医療機器の輸送、保管及び使用に携わる者及び患者に対して汚染物質及び残留物質(以下「汚染物 | 適用 | 認知規格に従って リスク管理が計 画・実施されてい ることを示す。 | JIS T 14971: 医療機器-リスクマネジメントの医療機器への適用 |
| 質等」という。)が及ぼす危険性を 最小限に抑えるように設計、製造及 び包装されていなければならず、ま た、汚染物質等に接触する生体組 織、接触時間及び接触頻度について 注意が払われていなければならな い。 | | 使用材料について、認知された規格に適合することを示す。 | JIS T 3250:血液透析器、血液透析器、血液透析ろ過器及び血液。濃縮器の要求事項4.1 生物学的安全性JIS T 0993-1:医療機器の生物学的評価-第1部:評価及び試験 |
| 3 医療機器は、通常の使用手順の中で当該医療機器と同時に使用される各種材料、物質又はガスと安全に併用できるよう設計及び製造されていなければならず、また、医療機器の用途が医薬品の投与である場合、認内容及び関連する基準に照らして適切 | 適用 | 認知規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。 | JIS T 14971: 医療機器―リスクマネジメントの医療機器への適用 |
| な投与が可能であり、その用途に沿って当該医療機器の性能が維持されるよう、設計及び製造されていなければならない。 | 不適用 | 医薬品の投与が目 的ではない。 | |
| 4 医療機器がある物質を必須な要素 として含有し、当該物質が単独で用 いられる場合に医薬品に該当し、か | 不適用 | 医薬品を含有して いない。 | |

| つ、当該医療機器の性能を補助する目 的で人体に作用を及ぼす場合、当該 物質の安全性、品質及び有効性は、 当該医療機器の使用目的に照らし、 適正に検証されなければならない。 | | | |
|---|-----|--|--|
| 5 医療機器は、当該医療機器から溶 出又は漏出する物質が及ぼす危険性 が合理的に実行可能な限り、適切に 低減するよう設計及び製造されてい なければならない。 | 適用 | 適合することを示す。 | JIS T 14971: 医療機器―リスクマネジメントの医療機器への適用 |
| | | | JIS T 3250:血液透析器、血液透析器、血液透析ろ過器及び血液。過器及び血液濃縮器の要求事項4.1 生物学的安全性 JIS T 0993—1:医療機器の生物学的評価—第1部:評価及び試験 |
| 医療機器は、合理的に実行可能な 限り、当該医療機器自体及びその目 的とする使用環境に照らして、偶発 的にある種の物質がその医療機器へ 侵入する危険性又はその医療機器か ら浸出することにより発生する危険 性を、適切に低減できるよう設計及 び製造されていなければならない。 | 適用 | 認知規格に従って リスク管理が計 画・実施されてい ることを示す。 | JIS T 14971: 医療機器―リスクマネジメントの医療機器への適用 |
| (微生物汚染等の防止) | | | |
| 第8条 医療機器及び当該医療機器の 製造工程は、患者、使用者及び第三 者(医療機器の使用にあたって第三 者に対する感染の危険性がある場合 に限る。)に対する感染の危険性が ある場合、これらの危険性を、合理 的に実行可能な限り、適切に除去又 は軽減するよう、次の各号を考慮し て設計されていなければならない。 | | | |
| 一 取扱いを容易にすること。 | 適用 | る認知された基準 | 医療機器及び体外診断 用医薬品の製造管理及 び品質管理の基準に関 する省令(平成17年厚生 労働省令第169号) |
| 二 必要に応じ、使用中の医療機器 からの微生物漏出又は曝露を、合 理的に実行可能な限り、適切に軽 減すること。 | | 微生物が封入されている機器ではない。 | |
| 三 必要に応じ、患者、使用者及び 第三者による医療機器又は検体へ の微生物汚染を防止すること。 | 適用 | | 医療機器及び体外診断 用医薬品の製造管理及 び品質管理の基準に関 する省令(平成17年厚生 労働省令第169号) |
| ② 医療機器に生物由来の物質が組み 込まれている場合、適切な入手先、 ドナー及び物質を選択し、妥当性が 確認されている不活性化、保全、試 験及び制御手順により、感染に関す る危険性を、合理的かつ適切な方法 | 不適用 | 生物由来の物質を 含む機器ではな い。 | |

| で低減しなければならない。 | | | |
|---|-----|---------------------------|---|
| 3 医療機器に (い) 目前では (い) 目前では (い) 目視ないの使いに (い) 目視ないの使いに (い) 目視ないのでは (い) 目視ないのでは (い) 目視ないのでは (い) 目視ないのでは (い) 目視ないのでのに (い) 目視ないのに (い) 目視ないに (い) 目れて | 不適用 | 非ヒト由来の組織、細胞及び物質を含む機器ではない。 | |
| 4 医機器に組み込物。に組みびいう。と手に組みびいう。を異に組みびいう。を実践に制みびいう。を実践に制みびいう。を実践に制みがいった。のも、で等とは、で等とは、で等とのでは、ののは、ののは、ののののののでは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、 | 不適用 | ヒト由来の組織、細胞及び物質を含む機器ではない。 | |
| 5 特別な微生物学的状態にあること を表示した医療機器は、販売時及び 製造販売業者等により指示された条 件で輸送及び保管する時に当該医療 機器の特別な微生物学的状態を維持 できるように設計、製造及び包装さ れていなければならない。 | 不適用 | 特別な微生物学的な状態にある機器ではない。 | |
| 6 滅菌状態で出荷される医療機器 は、再使用が不可能である包装がな されるよう設計及び製造されなけれ ばならない。当該医療機器の包装は 適切な手順に従った。 | 適用 | | JIS T 3250:血液透析器、血液透析器、血液透析ろ過器及び血器、血液の過器及び血液濃縮器の要求事項4.2 無菌性 |
| は開封がなされない限り、販売された時点で無菌であり、製造販売業者によって指示された輸送及び保管条件の下で無菌状態が維持され、かつ、再使用が不可能であるようにされてなければならない。 | | 適合し、製品を滅菌状態で保持することを示す。 | 薬事法及び採血及び供血及び採血及び採取結律の一施行はでは、 一部では、 一では、 一では、 一では、 一では、 一では、 一では、 一では、 一 |
| 7 滅菌又は特別な微生物学的状態に あることを表示した医療機器は、妥 | 適用 | 11. | JIS T 3250:血液透析器、血液透析器、血液透析ろ過 |

| 当性が確認されている適切な方法により滅菌又は特別な微生物学的状態にするための処理が行われた上で製造され、必要に応じて滅菌されていなければならない。 | | 示す。 | 器液の項4.2 本語の要性 一次のの医及いので食乳のので食りでは、 一次のの医及のでは、 一次のの医及のでは、 一次のの医及のでは、 一次のの医及のでは、 一次のの医及のでは、 一次のの医及のでは、 一次のの医及のでは、 一次ののののでは、 一次ののののでは、 一次ののののでは、 一次ののでは、 一次ののでは、 一次ののでは、 一次ののでは、 一次のでは、 一の |
|--|-----|-----------------------------|--|
| 8 滅菌を施さなければならない医療機器は、適切に管理された状態で製造されなければならない。 | 適用 | | 医療機器及び体外診断 用医薬品の製造管理及 び品質管理の基準に関 する省令(平成17年厚生 労働省令第169号) |
| 9 非滅菌医療機器の包装は、当該医療機器の包装は、当該医療機器の品質を落とさないようればなけれる。 の清浄度を維持するものでなければならない医療機器の包装は、微生物汚染の危険性を最小限にないとないなければならならなければならない場合の包装は、滅菌方法をない。 | 不適用 | 非滅菌品で供給されるものではない。 | |
| 10 同一又は類似製品が、滅菌及び非滅菌の両方の状態で販売される場合、両者は、包装及びラベルによってそれぞれが区別できるようにしなければならない。 | 不適用 | 非滅菌品で供給されるものではない。 | |
| (製造又は使用環境に対する配慮) | | | |
| 診断薬又は装置と組み合わせて使用される場合、接続系を含めたすべての組み合わせは、安全であり、各医療機器 | 適用 | | JIS T 14971:医療機器リスクマネジメントの医療機器への適用 |
| 又は体外診断薬が持つ性能が損なわれないようにしなければならない。組み合わされる場合、使用上の制限事項は、直接表示するか添付文書に明示しておかなければならない。) | | 認知された規格の該当する項目に適合していることを示す。 | JIS T 3250:血液透 ・ 3250:血液透 ・ 3250:血液透 ・ 3250:血液透 ・ 3250:血液透 ・ 3250:血液透 ・ 3250:血液透 ・ 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. |
| 1 | I | 使用に際して必要 | JIS T 3250:血液透 |

| | | ていることを示 す。 | 器、血液ろ過器及び血液濃縮器の要求事項 6.表示 医療機器の添付文書の記載要領について(平成 17年3月10日薬食発第 0310003号) |
|---|-----|--|---|
| 第9条 医療機器については、次の各 号に掲げる危険性が、合理的かつ適 切に除去又は低減されるように設計 及び製造されなければならない。 | | | |
| ー 物理的特性に関連した傷害の危 険性 | 適用 | 認知規格に従って リスク管理が計 画・実施されてい ることを示す。 | JIS T 14971:医療機器―リスクマネジメントの医療機器への適用 |
| 二 合理的に予測可能な外界からの 影響又は環境条件に関連する危険 性 | 適用 | 認知規格に従って リスク管理が計 画・実施されてい ることを示す。 | JIS T 14971: 医療機器 一リスクマネの適液 |
| 三 通常の状態で使用中に接触する 可能性のある原材料、物質及びガ スとの同時使用に関連する危険性 | 適用 | 認知規格に従って リスク管理が計 画・実施されてい ることを示す。 | JIS T 14971:医療機 器—リスクマネジメン トの医療機器への適用 |
| 四 物質が偶然医療機器に侵入する 危険性 | 適用 | 認知規格に従って リスク管理が計 画・実施されてい ることを示す。 | JIS T 14971: 医療機 器―リスクマネジメン トの医療機器への適用 |
| 五 検体を誤認する危険性 | 不適用 | 検体を扱う機器で はない。 | |
| 六 研究又は治療のために通常使用 される他の医療機器又は体外診断 用医薬品と相互干渉する危険性 | 適用 | 認知規格に従って リスク管理が計 画・実施されてい ることを示す。 | JIS T 14971: 医療機器―リスクマネジメントの医療機器への適用 |
| 七 保守又は較正が不可能な場合、 使用材料が劣化する場合又は測定 若しくは制御の機構の精度が低下 する場合などに発生する危険性 | 適用 | 認知規格に従って リスク管理が計 画・実施されてい ることを示す。 | JIS T 14971:医療機 器―リスクマネジメン トの医療機器への適用 |
| 2 医療機器は、通常の使用及び単一 の故障状態において、火災又は爆発 の危険性を最小限度に抑えるよう設 計及び製造されていなければならな い。可燃性物質又は爆発誘因物質に 接触して使用される医療機器につい ては、細心の注意を払って設計及び 製造しなければならない。 | 不適用 | 一般的に火災又は 爆発のリスクのあ る機器ではない。 | |
| 3 医療機器は、すべての廃棄物の安全な処理を容易にできるように設計及び製造されていなければならな | 不適用 | 通常の医療廃棄物 である。 | |

| L\° | | | |
|---|-----|----------------|--|
| (測定又は診断機能に対する配慮) | • | | |
| 第10条 測定機能を有する医療機器 は、その不正確性が患者る場合と 影響を及ぼす可能性がある場合し、 該医療機器の使用目が安定性を 方な正確性、精度及び実性を るよう、設計及び製造されていま ればなうない。 造販売業者等によって示されなけれ ばならない。 | 不適用 | 測定機能を有しない。 | |
| 2 診断用医療機器は、その使用目的に応じ、適切な科学的及び技術的方法に基づいて、十分な正確性、精度及び安定性を得られるように設計及び製造されていなければならない。設計にあたっては、感度、特異性、正確性、反復性、再現性及び既知に適切な注意を払わなければならない。 | 不適用 | 測定機能を有しない。 | |
| 3 診断用医療機器の性能が較正器又 は標準物質の使用に依存している場 合、これらの較正器又は標準物質に 割り当てられている値の遡及性は、 品質管理システムを通して保証され なければならない。 | 不適用 | 測定機能を有しない。 | |
| 4 測定装置、モニタリング装置又は 表示装置の目盛りは、当該医療機器 の使用目的に応じ、人間工学的な観 点から設計されなければならない。 | 不適用 | 表示装置等は有しない。 | |
| 5 数値で表現された値については、 可能な限り標準化された一般的な単 位を使用し、医療機器の使用者に理 解されるものでなければならない。 | 不適用 | 表示装置等は有しない。 | |
| (放射線に対する防御) | | | |
| 第11条 医療機器は、その使用目的に 沿って、治療及び診断のために適正 な水準の放射線の照射を妨げること なく、患者、使用者及び第三者への 放射線被曝が合理的、かつ適切に低 減するよう設計、製造及び包装され ていなければならない。 | 不適用 | 放射線を照射しない。 | |
| 2 医療機器の放射線出力について、 医療上程の放射線出力について、 医療上程の放射線 と療性をの有用性がと判断で の照れる生 のの照れる生 ののののの ののの ののの のの のの のの のの のの のの のの のの | 不適用 | 放射線を照射しない。 | |
| 3 医療機器が、潜在的に障害発生の | 不適用 | 放射線を照射しな | |

| 恐 | れのある可視又は不可視の放射線を照射するものである場合においては、必要に応じ照射を確認できる視覚的表示又は聴覚的警報を具備していなければならない。 | | ر۱ _° | |
|---|---|-----|--------------------|--|
| 4 | 医療機器は、意図しない二次放射 線又は散乱線による患者、使用者及 び第三者への被曝を可能な限り軽減 するよう設計及び製造されていなけ ればならない。 | 不適用 | 放射線を照射しない。 | |
| 5 | 放射線を照射する医療機器の取扱 説明書には、照射する放射線の性 質、患者及び使用者に対する防護手 段、誤使用の防止法並びに据付中の 固有の危険性の排除方法について、 詳細な情報が記載されていなければ ならない。 | 不適用 | 放射線を照射しない。 | |
| 6 | 電離放射線を照射する医療機器 は、必要に応じ、その使用目的に照 らして、照射する放射線の線量、幾 何学的及びエネルギー分布(又は線 質)を変更及び制御できるよう、設 計及び製造されなければならない。 | 不適用 | 放射線を照射しない。 | |
| 7 | 電離放射線を照射する診断用医療機器は、患者及び使用者の電離放射線の被曝を最小限に抑え、所定の診断目的を達成するため、適切な画像又は出力信号の質を高めるよう設計及び製造されていなければならない。 | 不適用 | 放射線を照射しない。 | |
| 8 | 電離放射線を照射する治療用医療機器は、照射すべき線量、ビームの種類及びエネルギー並びに必要に応じ、放射線ビームのエネルギー分布を確実にモニタリングし、かつ制御できるよう設計及び製造されていなければならない。 | 不適用 | 放射線を照射しない。 | |
| | (能動型医療機器に対する配慮) | | | |
| | 12条 電子プログラムシステムを内をして、システムを内をフリーグランスを表表を関係を関係をは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個で | | 電子プログラムを 保有しない。 | |
| 2 | 内部電源医療機器の電圧等の変動 が、患者の安全に直接影響を及ぼす 場合、電力供給状況を判別する手段 が講じられていなければならない。 | 不適用 | 電気回路を保有し ない。 | |
| 3 | 外部電源医療機器で、停電が患者 の安全に直接影響を及ぼす場合、停 電による電力供給不能を知らせる警 報システムが内蔵されていなければ | 不適用 | 電気回路を保有し ない。 | |

| ならない。 | | | |
|--|-----|------------------------------|--|
| 4 患者の臨床パラメータの一つ以上 をモニタに表示する医療機器は、患 者が死亡又は重篤な健康障害につな がる状態に陥った場合、それを使用 者に知らせる適切な警報システムが 具備されていなければならない。 | 不適用 | 臨床パラメータを モニタするもので はない。 | |
| 5 医療機器は、通常の使用環境において、当該医療機器又は他の製品の作動を損なう恐れのある電磁的干渉の発生リスクを合理的、かつ適切に低減するよう設計及び製造されていなければならない。 | 不適用 | 電気回路を保有し ない。 | |
| 6 医療機器は、意図された方法で操作できるために、電磁的妨害に対する十分な内在的耐性を維持するように設計及び製造されていなければならない。 | 不適用 | 電気回路を保有しない。 | |
| 7 医療機器が製造販売業者等により 指示されたとおりに正常に据付けら れ及び保守されており、通常使用及 び単一故障状態において、偶発的な 電撃リスクを可能な限り防止できる よう設計及び製造されていなければ ならない。 | 不適用 | 電気回路を保有しない。 | |
| (機械的危険性に対する配慮) | | | |
| 第13条 医療機器は、動作抵抗、不安 定性及び可動部分に関連する機械的 危険性から、患者及び使用者を防護 するよう設計及び製造されていなけ ればならない。 | | 機械的リスクは発生しない。 | |
| 2 医療機器は、振動発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における振動抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する振動に起因する危険性を実行可能な限り最も低い水準に低減するよう設計及び製造されていなければならない。 | | 振動は発生しない。 | |
| 3 医療機器は、雑音発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における雑音抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する雑音に起因する危険性を、可能な限り最も低水準に抑えるよう設計及び製造されていなければならない。 | 不適用 | 雑音は発生しない。 | |
| 4 使用者が操作しなければならない 電気、ガス又は水圧式若しくは空圧 式のエネルギー源に接続する端末及 び接続部は、可能性のあるすべての 危険性が最小限に抑えられるよう、 設計及び製造されていなければなら ない。 | 不適用 | 接続部を保有しない。 | |
| 5 医療機器のうち容易に触れること のできる部分(意図的に加熱又は一 | 不適用 | 潜在的に危険な温 度に達しない。 | |

| 定温度を維持する部分を除く。) 及び その周辺部は、通常の使用におい て、潜在的に危険な温度に達するこ とのないようにしなければならな い。 | | | | | | |
|---|-----|----------------------------------|--|--|--|--|
| | | | | | | |
| 第14条 患者にエネルギー又は物質を 供給する医療機器は、患者及び使用 者の安全を保証するため、供給量の 設定及び維持ができるよう設計及び 製造されていなければならない。 | | エネルギー又は物 質を患者に供給す るものではない。 | | | | |
| ある不適正なエネルギー又は物質の 供給を防止又は警告する手段が具備 され、エネルギー源又は物質の供給 源からの危険量のエネルギーや物質 の偶発的な放出を可能な限り防止す る適切な手段が講じられていなけれ ばならない。 | 不適用 | エネルギー又は物質を患者に供給するものではない。 | | | | |
| の機能が明確に記されていなければ ならない。操作に必要な指示を医療 機器に表示する場合、或いは操作又 は調整用のパラメータを視覚的に示 す場合、これらの情報は、使用者 (医療機器の使用にあたって患者の 安全及び健康等に影響を及ぼす場合 に限り、患者も含む。)にとって、 容易に理解できるものでなければな らない。 | 不適用 | エネルギー又は物 質を患者に供給す るものではない。 | | | | |
| (自己検査医療機器等に対する配慮) | | | | | | |
| 第15条 自己検査医療機器又は自己投 薬医療機器(以下「自己検査医療機 器等」という。)は、それぞれの使 用者が利用可能な技能及び手段並び に通常生じ得る使用者の技術及び環 境の変化の影響に配慮し、用途に沿 って適正に操作できるように設計及 び製造されていなければならない。 | 不適用 | 自己診断機器、自 己投薬機器ではな い。 | | | | |
| 2 自己検査医療機器等は、当該医療機器の取扱い中、検体の取扱い中 (検体を取り扱う場合に限る。)及び 検査結果の解釈における誤使用の危 険性を可能な限り低減するように設 計及び製造されて、いなければなら ない。 | 不適用 | 自己診断機器、自 己投薬機器ではな い。 | | | | |
| 3 自己検査医療機器等には、合理的 に可能な場合、製造販売業者等が意 図したように機能することを、使用 に当たって使用者が検証できる手順 を含めておかなければならない。 | 不適用 | 自己診断機器、自 己投薬機器ではな い。 | | | | |
| (製造業者・製造販売業者が提供する情報) | | | | | | |
| (使用者には、使用者の訓練及び知識の程度を考慮し、製造業者・製造販売業者名、安全な使用法及び医療機器又は体外診断薬の意図した性能を確認す | 適用 | 当該規則の該当条 項への適合を示す 記録を確認する。 | 医療機器の添付文書の 記載要領について(平成 17年3月10日薬食発第 0310003号) | | | |

| るために必要な情報が提供されなければならない。この情報は、容易に理解できるものでなければならない。) | | 11. | JIS T 3250:血液透析器、血液透析器、血液透析ろ過器及び血器、血液多過器及び血液濃縮器の要求事項6.表示 | | | |
|--|-----|--|--|--|--|--|
| | | 認知規格に従って リスク管理が計 画・実施されてい ることを示す。 | JIS T 14971:医療機器―リスクマネジメントの医療機器への適用 | | | |
| (性能評価) | | | | | | |
| 第16条 医療機器の性能評価を行うために収集されるすべてのデータは、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)その他関係法令の定めるところに従って収集されなければならない。 | | III * | 医療機器の製造販売承認申請について(平成17年2月16日薬食発第0216002号)第2の1 | | | |
| 2 臨床試験は、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成十七年厚生労働省令第三十六号)に従って実行されなければならない。 | 不適用 | 臨床試験を必要と する機器ではな い。 | | | | |